

港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令案等について

1. 背景

近年、港湾労働者の不足が全国的に深刻化していることに加え、船舶の大型化の進展に伴い一寄港あたりの荷役量が増加している。他方、事業者や時期等によつては、その労働者数に余裕がある状況となっている。

このような業務量の増減等に適切に対応するため、事業者間での協業を円滑に行うことができるよう、港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号。以下「規則」という。）について港湾運送事業の許可基準を弾力化する等の所要の改正を行うとともに、関係通達の整備を行う。

2. 港湾運送事業法施行規則の一部改正の概要

下記のとおり、規則の一部を改正するほか、当該改正に伴う通達の整備を行う。

(i) 事業計画の記載事項及び許可基準

港湾運送事業法（昭和26年法律第161号。以下「法」という。）第4条において、一般港湾運送事業等を営もうとする者は、事業計画等を記載した申請書を国土交通大臣に提出し、港湾運送の種類及び港湾ごとに国土交通大臣の許可を受けなければならないとされているところ、規則第4条において事業計画の記載事項を、別表第2において許可を受ける際に必要となる施設及び労働者の基準を定めている。

この点、現に港湾運送事業の許可を有する港又はその近隣港※において、法第29条第1項の規定により条件及び期限が付されることとなる港湾運送事業の許可（以下「特定限定許可」という。）を受けようとする場合には、事業計画に、港湾運送に係る下請契約の相手方の氏名・業務の範囲・事業の実施期間等を記載することとするほか、施設及び労働者の基準については、事業計画に記載された範囲の業務に必要な施設及び労働者を保有していれば足りることとする。

※近隣港：許可申請港の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県の区域内に存する港湾のうち、許可申請港を除いたものをいう。

(ii) みなし規定の特例

法第16条には、一般港湾運送事業者は、少なくとも、引き受けた港湾運送のうち国土交通省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る行為を自ら行わなければならぬが、密接な関係を有する他の港湾運送事業者に下請をさせる場合には、当該下請に係る行為は自ら行った行為とみなす旨を規定しているところ、当該密接な関係の具体は規則第11条の2において定めている。

今般、特定限定許可を受けた下請事業者が一般港湾運送事業者と当該下請に係る契約を締結している場合であつて、国土交通大臣が認めるときは、当該港湾運送事業者と当該一般港湾運送事業者との間の関係を密接な関係であることとする。

(iii) (i) (ii) に伴う所要の改正及びその他所要の改正を行う。

3. 関係通達の概要

下記について規定する新規通達を制定する。

(i) 特定限定許可の認定順序及び対象下請事業者の許可行為

特定限定許可は、次の点に従い運輸局長が認めることとする。

- ① 特定限定許可申請に係る港湾において、当該申請に係る荷役について、当該港湾における既存の許可事業者によって下請が可能な場合、特定限定許可は認めない。
- ② 特定限定許可申請に係る港湾において、①の既存の許可事業者に下請可能な者がいないと当該港湾を管轄する運輸局長が認める場合に限り、当該港湾における一般港湾運送事業者が、法第2条第2号から第5号に掲げる行為について特定限定許可の対象となり得る。
- ③ ①及び②において対応できる事業者がいないと当該港湾を管轄する運輸局長が認める場合に限り、近隣港※の一般港湾運送事業者又は港湾荷役事業者が、法第2条第2号又は第4号に掲げる行為について特定限定許可の対象となり得る。

(ii) 元請になろうとする事業者が提出すべき事項

- ① 事業開始、事業終了の予定期日を記載した書類
- ② 下請させる数量、件数を記載した書類
- ③ 自ら行う事が困難である理由
- ④ 特定限定許可申請港の既存の許可事業者以外による下請が必要な理由
(近隣港の事業者に下請させる場合、許可港の事業者では困難な理由を含む。)
- ⑤ 下請契約書の写し又は合意を証する書

(iii) 下請になろうとする事業者が提出すべき事項

- ① 事業開始、事業終了の予定期日を記載した書類
- ② 特定限定許可とする理由
- ③ 下請契約書の写し又は合意を証する書

(iv) その他、特定限定許可は1年以内とする、近隣港は特定限定許可申請港の所在地の属する都道府県又は当該都道府県に道路により隣接する都道府県の区域内に存する港湾のうち、特定限定許可申請港を除いた二種港、三種港であるものとする等、審査及び許可に関する所要の事項を規定する。

4. スケジュール（予定）

公布・施行：令和5年3月